

第3次宇佐市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2023年3月

大分県宇佐市

目 次

第 1 章 背景	1
(1) 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
(2) 事務事業編の基本方針	1
第 2 章 計画改定の趣旨	2
(1) これまでの策定、改定の経緯及び第 2 次計画の概要	2
(2) 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法	2
(3) 「温室効果ガス排出量」等の分析	3
(4) 第 2 次計画の取組の実施状況及び目標達成状況	5
第 3 章 基本的事項	7
(1) 目的	7
(2) 対象とする範囲	7
(3) 対象とする温室効果ガスの種類	10
(4) 計画期間	10
(5) 上位計画や関連計画との位置付け	11
第 4 章 計画の目標	12
(1) 政府実行計画の目標及び主な内容	12
(2) 目標	13
第 5 章 目標達成に向けた取組	14
(1) 具体的な取組	14
第 6 章 事務事業編の進捗管理の仕組み	18
(1) 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続き	18
参考資料	25
(1) 施設別活動量（2020 年度）	25
(2) 排出係数一覧	27
(3) 第 3 次宇佐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定経緯	29
(4) 宇佐市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱	30
(5) 宇佐市地球温暖化対策実行計画推進会議委員名簿	32

第1章 背景

(1) 地球温暖化問題に関する国内外の動向

私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは地球温暖化を引き起こす大きな要因となっています。こうした温室効果ガス排出量の増加は、気候変動や生態系の変化等をもたらし、人類を含むすべての生物の生存基盤である地球環境に多大な悪影響を与えることになります。

気候変動に関する国際連合枠組条約に締約するすべての国が参加し、公平かつ実効的な気候変動対策の枠組みである「パリ協定」は、2020年に本格的な運用が始まりました。これを受け、世界で気候変動対策が加速化しています。

我が国では、2020年10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。また、我が国は2021年4月の気候サミットにおいて、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことを表明しました。これを受け、2021年6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という）が改正、公布され、同年10月には、「地球温暖化対策計画」が改定されました。

地方公共団体については、温対法第21条において、事務・事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画（＝地方公共団体実行計画）を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられています。

(2) 事務事業編の基本方針

地球温暖化対策計画等において、「地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範になることを目指すべきである。」「2030年度の目標について、原則として政府実行計画の目標を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましく、カーボンニュートラルの実現に向けて、政府実行計画を超える高い目標水準を検討すること」とされています。

その様な中、本市は、2020年11月に持続可能なエネルギーの推進等により持続可能でレジリエントな地域づくりを誓約する「世界気候エネルギー首長誓約」に署名しました。また、2021年6月の市議会定例会において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、積極的に取組む姿勢を示しています。

そのため、本計画の改定においては、政府実行計画や第2次計画の総括結果等を踏まえて、率先的な取組と目標を定めます。

第2章 計画改定の趣旨

(1) これまでの策定、改定の経緯及び第2次計画の概要

本市では、平成18年2月に「宇佐市地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後、平成30年1月に「宇佐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（第2次計画）を策定しました。第2次計画の概要は表1のとおりです。

表1 第2次計画の概要

項目	内容
計画の期間	2018年度から2022年度までの5年間
対象とする事務・事業	市が行う全ての事務・事業 指定管理者制度等により実施する施設の管理・運営事業等
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)
計画の基準年度、目標年度	基準年度:2013年度 目標年度:2022年度(計画期間終了年度) 2030年度(国の地球温暖化対策計画の中期目標年度)
温室効果ガスの削減目標	2022年度の温室効果ガス排出量を18%削減(2013年度比) 2030年度の温室効果ガス排出量を40%削減(2013年度比)

(2) 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法

第2次計画の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法は、表2のとおりです。

表2 第2次計画の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法

温室効果ガス	算定範囲	算定方法
二酸化炭素(CO ₂)	電気・燃料の使用	エネルギー消費量×排出係数
メタン(CH ₄)	一般廃棄物の焼却	焼却量×排出係数
	家庭用機器における燃料の使用	エネルギー消費量×排出係数
	自動車の走行	走行距離×排出係数
	施設における下水等の処理	下水処理量×排出係数
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	浄化槽処理対象人員×排出係数
一酸化二窒素(N ₂ O)	一般廃棄物の焼却	焼却量×排出係数
	家庭用機器における燃料の使用	エネルギー消費量×排出係数
	自動車の走行	走行距離×排出係数
	施設における下水等の処理	下水処理量×排出係数
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	浄化槽処理対象人員×排出係数

(3) 「温室効果ガス排出量」等の分析

1) 事務事業全体のエネルギー消費量

2020 年度におけるエネルギー消費量（熱量換算値）は 188TJ で基準年度である 2013 年度と比べて 46TJ（20%）減少しています。エネルギー種別にみると、電気が約 9 割を占めています（図 1）。

消費量が多い 3 施設は、ごみ焼却センター（14.6%）、環境衛生センター（9.0%）、山本浄水場（5.9%）で全体の約 3 割を占めています。

【主な減少要因】

- ・ はちまんの郷宇佐（2013 年度時点で 2 番目に多いエネルギー消費量）の廃止
- ・ 各施設での運用改善や省エネ設備（LED 照明等）への更新等の効果

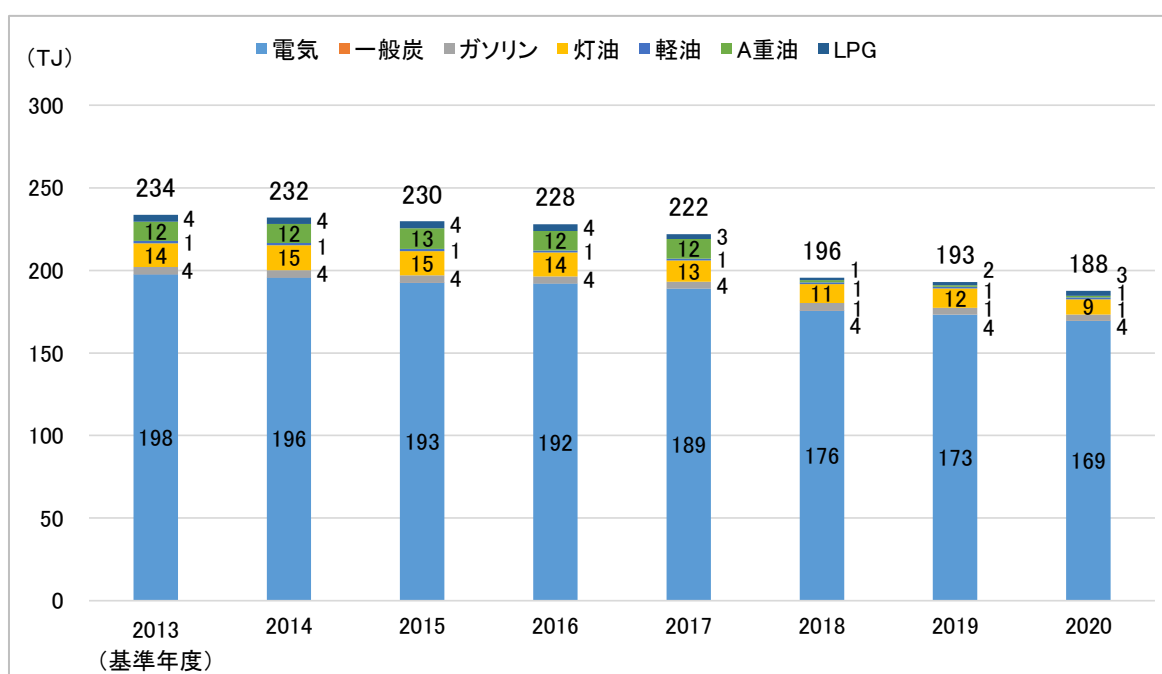


図 1 エネルギー消費量の推移

2) 温室効果ガス排出量

2020 年度における温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算値）は 7,764t-CO₂ で基準年度である 2013 年度と比べて 7,146t-CO₂（48%）減少しています（図 2）。

※主な要因は 6 ページ参照。

温室効果ガスの種類別にみると、二酸化炭素が大部分を占めています（図 3）。

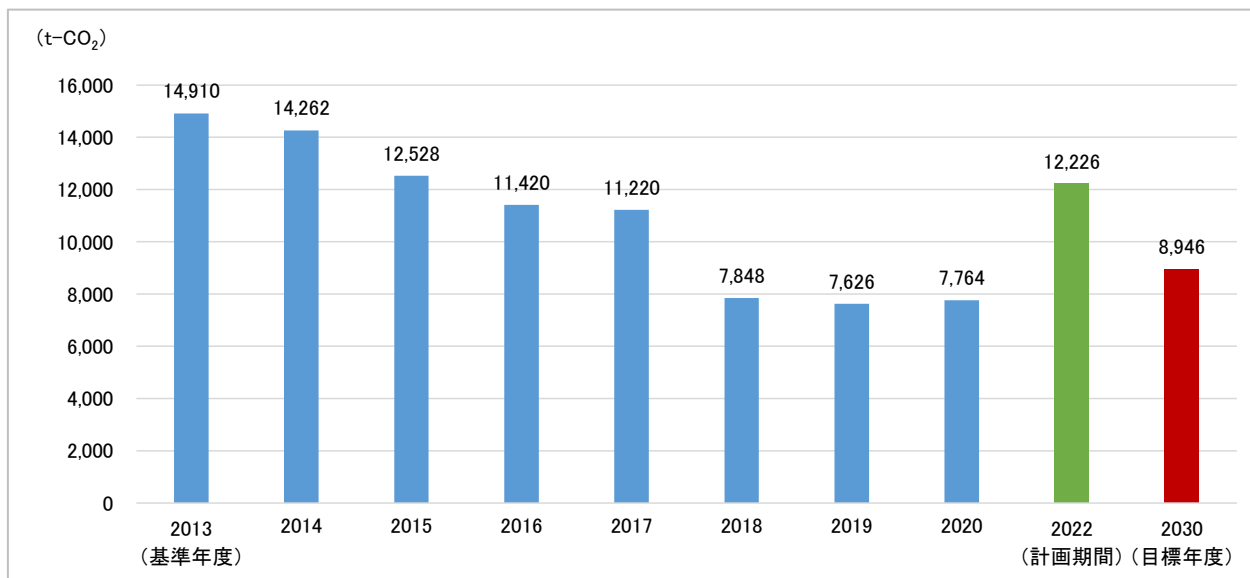


図 2 温室効果ガス排出量の推移

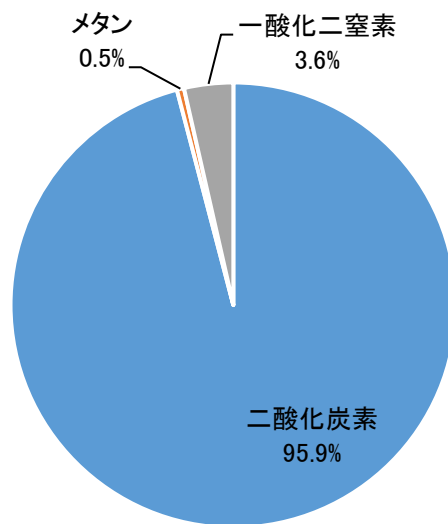


図 3 温室効果ガス排出量の種類別内訳(2020 年度)

(4) 第2次計画の取組の実施状況及び目標達成状況

1) 第2次計画の取組の実施状況

① 施設別対策の実施状況

2022年度までに実施を計画している対策（運用改善や設備更新）のうち、2021年度時点で87.9%が実施済みもしくは実施中です。2030年度までに実施を計画している対策については、36.9%が実施済みもしくは実施中です（表3）。

表3 施設別対策の実施状況

区分	計		～2022		～2030	
		比率		比率		比率
実施済	31	8.4%	18	9.5%	13	7.3%
実施中	202	54.7%	149	78.4%	53	29.6%
検討中	65	17.6%	2	1.1%	63	35.2%
未実施	46	11.7%	6	3.2%	37	20.7%
その他	28	7.6%	15	7.9%	13	7.3%
計	369	—	190	—	179	—

② 具体的な取組の実施状況

第2次計画に示す具体的な取組の平均実施率は69.8%です。分野別にみると、平均実施率が高い取組は、「(6) 建設工事に関する取組(100%)」、「(2) 財やサービスの使用に関する取組(77.3%)」、「(1) 財やサービスの購入に関する取組(73.1%)」、「(3) ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組(71.5%)」です。平均実施率が低い取組は、「(5) 再生可能エネルギーに関する取組(18.2%)」、「(4) 施設整備の改善に関する取組(34.3%)」です。

2) 目標達成状況

① 温室効果ガス排出量

2020 年度における温室効果ガス排出量は、基準年度である 2013 年度に比べて 48%減少しており、第 2 次計画の 2022 年度の目標削減率（18%）及び 2030 年度の目標削減率（40%）を達成しています。

【主な要因】

- ・ はちまんの郷宇佐（2013 年度時点で 2 番目に多い二酸化炭素排出量）の廃止
- ・ 各施設での運用改善や省エネ設備（LED 照明等）への更新等の効果
- ・ 電気使用量の 94%を占める九州電力（株）の排出係数の低減効果（約 40%低減）

② 個別の目標

個別の目標をみると、電気使用量及び LPG 使用量はいずれも 2022 年度の目標削減率を達成しており、公用車燃料及び灯油使用量も目標削減率に近づいています（表 4）。

【主な要因】

電気使用量：はちまんの郷宇佐の廃止、
各施設での運用改善や省エネ設備（LED 照明等）への更新等
公用車燃料：公用車利用機会（走行距離）の減少
灯油使用量：市役所本庁及び安心院地域複合支所での使用量の減少、
各学校へのエアコン設置による使用量の減少

表 4 第2次計画に示す個別の目標の達成状況

	2013 年度(基準)	2022 年度(目標)	2020 年度(現況)
温室効果ガス排出量	14,910t-CO ₂	12,226 t-CO ₂ (18%削減)	7,764 t-CO ₂ (48%削減)
電気使用量	19,827 千 kWh	18,241 千 kWh (8%削減)	16,995 千 kWh (14%削減)
公用車燃料	125kL	101kL (19%削減)	103kL (18%削減)
灯油使用量	394kL	244kL (38%削減)	255kL (35%削減)

第3章 基本的事項

(1) 目的

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、本市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な取組を行い、脱炭素化を推進することを目的とします。

(2) 対象とする範囲

市庁舎をはじめ公共施設等における事務・事業を対象とします。

ただし、指定管理者制度導入施設を除き、委託等により実施する事務事業は対象外とします。

なお、計画期間中に新たに施設が設置等された場合は、対象範囲に加えるものとします。

対象とする部署及び施設等は、表5のとおりです。

表5 対象とする部署・施設等

No.	部	課	施設管理	施設名	公用車管理	街路灯・防犯灯管理
1	総務部	総務課	○	市役所本庁舎		○
2		秘書広報課			○	
3		行財政経営課	○	宇佐東ふれあい館	○	
4		総合政策課	○	はちまんの郷宇佐	○	
5		危機管理課			○	
6		まちづくり推進課	○	地域交流ステーション	○	
7		人権啓発・部落差別解消推進課				○
8	市民生活部	市民課	○	長洲出張所	○	
9		税務課			○	
10		生活環境課	○	葬斎場やすらぎの里	○	○
11		清掃事業局業務第一課	○	環境衛生センター	○	
12		清掃事業局業務第二課	○	ごみ焼却センター、不燃物処理場	○	
13	福祉保健部	健康課			○	
14		福祉課			○	
15		子育て支援課	○	封戸保育園、みどり保育園、竜東保育園、うさ児童館	○	
16		介護保険課	○	シルバーセンター平成館、妙見荘	○	
17	経済部	農政課	○	農業者トレーニングセンター、天津農村婦人の家	○	
18		耕地課			○	
19		林業水産課			○	

No.	部	課	施設管理	施設名	公用車管理	街路灯・防犯灯管理
20	経済部	商工振興課	○	宇佐勤労者福祉センター(さんさん館)	○	
21		観光・ブランド課	○	双葉の里(双葉山生家)	○	
22		文化・スポーツ振興課	○	宇佐文化会館ウサノピア、平成令和の森スポーツ公園、農村交流センター、総合運動場、白宇津球場、市営四日市プール	○	
23	建設水道部	土木課			○	○
24		都市計画課			○	○
25		建築住宅課			○	○
26		上下水道課	○	山本浄水場、北馬城・天津簡易水道、四日市・駅川浄化センター、下城井地区農業集落排水施設、矢部地区浄化センター	○	
27	安心院支所	地域振興課	○	安心院地域複合支所、家族旅行村宿泊施設、安心院文化会館	○	○
28		市民サービス課	○	安心院老人デイ・サービスセンター、佐田老人憩の家、津房老人憩の家、深見老人憩の家	○	
29		産業建設課	○	地域食材供給施設(朝霧の庄)、安心院宇佐山郷漁業センター、家族旅行村「安心院」、B&G海洋センター、安心院温泉センター、特産館安心院の里、浄水場(安心院分)、安心院浄化センター、深見浄化センター	○	
30	院内支所	地域振興課	○	院内支所、南院内保育園	○	○
31		市民サービス課	○	院内老人デイ・サービスセンター、院内老人憩いの家及び余温泉	○	
32		産業建設課	○	農産物加工所(平原)、豆乳製造施設大豆加工センター、水稻等育苗施設、道の駅いんない、浄水場(院内分)、山城地区終末処理場、御沓地区終末処理場、余谷棚田交流施設	○	
33	教育委員会	教育総務課	○	教育委員会庁舎、四日市幼稚園、長洲幼稚園、旧津房幼稚園、天津小学校、糸口小学校、宇佐小学校、北馬城小学校、高家小学校、豊川小学校、長洲小学校、長峰小学校、西馬城小学校、封戸小学校、駅館小学校、柳ヶ浦小学校、八幡小学校、横山小学校、四日市北小学校、四日市南小学校、和間小学校、安心院小学校、佐田小学校、津房小学校、深見小学校、院内北部小学校、院内中部小学校、南院内小学校、上院内分校、宇佐中学校、駅川中学校、西部中学校、長洲中学校、北部中学校、安心院中学校、院内中学校	○	
34		学校教育課	○	教育支援センター	○	
35		社会教育課	○	四日市コミュニティセンター、駅川公民館、長洲公民館、宇佐公民館、四日市公民館麻生分館、安心院中央公民館、佐田地区公民館、津房地区公民館、深見地区公民館、安心院グラウンド	○	
36		図書館	○	市民図書館	○	
37		学校給食課	○	宇佐学校給食センター、南部学校給食センター	○	
38	会計課	会計課				
39	議会事務局	事務局			○	
40	選挙管理委員会	事務局				
41	監査委員会	事務局				

No.	部	課	施設管理	施設名	公用車管理	街路灯・防犯灯管理
42	農業委員会	事務局				
43	消防本部	総務課	○	宇佐市消防本部、宇佐消防署長洲出張所、宇佐消防署南部分署	○	

注1) この表に示した対象施設は、本計画の基準年度である2013年度のエネルギー消費量が把握できた施設であり、施設名は「公共施設等総合管理計画」を参考に整理しています。

注2) 表中の○印がついている部署は、施設・公用車・街路灯・防犯灯の管理を行う部署です。○印がついていない部署も温室効果ガス排出量削減のための取組の対象です。

※温室効果ガス排出量算定にあたっての留意点

- ・ B & G 海洋センター及び安心院温泉センターは、家族旅行村「安心院」に含めて算定
- ・ 宇佐消防署長洲出張所及び宇佐消防署南部分署は、宇佐市消防本部に含めて算定
- ・ 安心院中央公民館は2020年度から安心院地域複合支所に含めて算定

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

温対法第2条第3項に規定されている7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、活動量データの得られる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素を対象とします。温室効果ガスの種類に関する説明は、表6のとおりです。

表6 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、事務事業編の算定対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約25倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約298倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約12～14,800倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約7,390～17,340倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約22,800倍の温室効果がある。	

出典：「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (Ver1.0)」
(平成29年3月、環境省総合環境政策局 環境計画課) より作成

(4) 計画期間

期間は、2023年度から2030年度までの8年間とします。毎年計画の進捗状況を点検・評価するとともに、技術の発展等を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。

(5) 上位計画や関連計画との位置付け

宇佐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という）は、温対法第 21 条第 1 項の規定に基づく計画で、地球温暖化対策を市の事務・事業の中で具体的に取り組んでいくための計画です。また、公共施設面の取組に対しては、宇佐市公共施設等総合管理計画が示す指針に基づいて、地球温暖化対策を進めていきます。

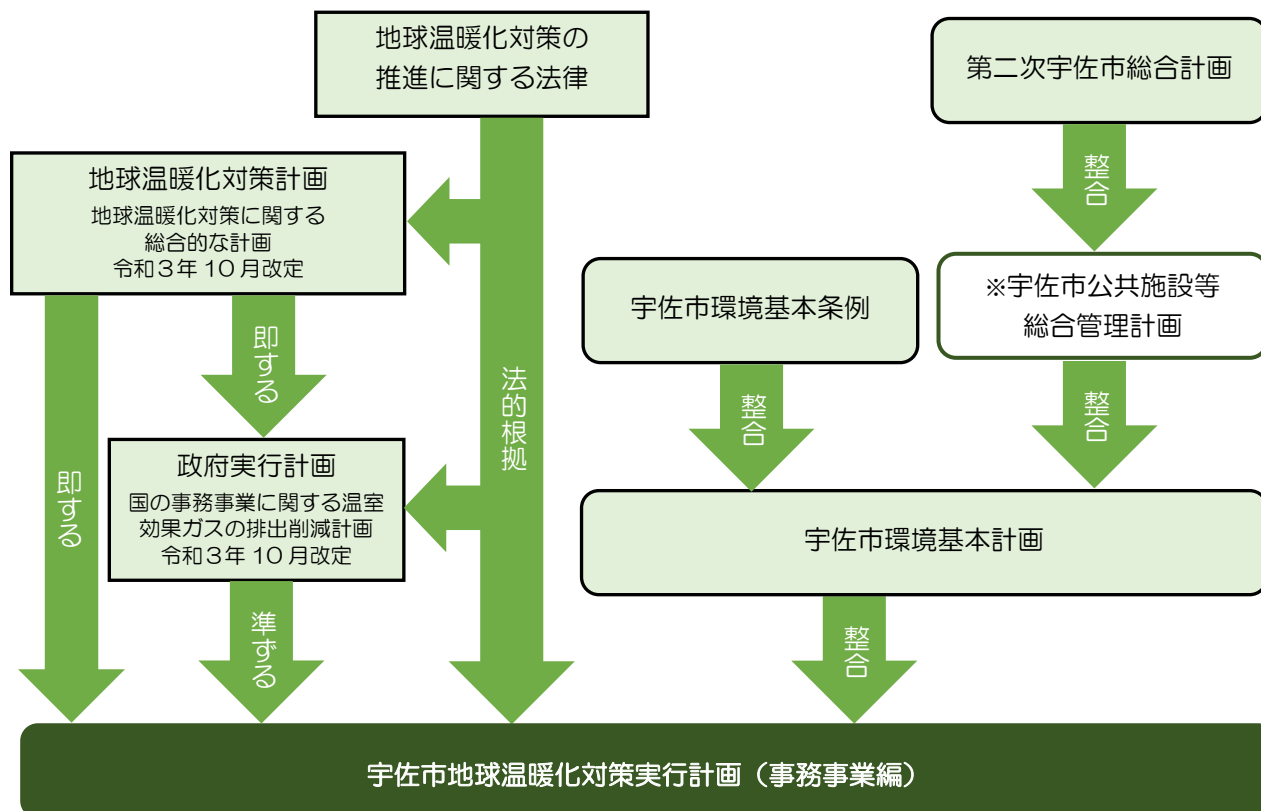


図 4 計画の位置づけ

※宇佐市公共施設等総合管理計画：「宇佐市総合計画」を下支えする計画であり、各施設分野の中で公共施設面の取組に対して横断的な指針を提示するものです。公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な観点で公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現し、効率的、効果的な施設運営と安全・安心で持続可能な市民サービスの提供を図るための計画です。

※政府実行計画：「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）」のこと。措置の内容として、①再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組、②建築物の建築、管理等に当たっての取組、③財やサービスの購入・使用に当たっての取組、④その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮、⑤ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等、⑥各府省庁の実施計画の策定、⑦政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検が示されている。

第4章 計画の目標

(1) 政府実行計画の目標及び主な内容

温対法により、「市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定するものとする」と定められています。

また、地球温暖化対策計画では「政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」となっています。

本計画の指針となる政府実行計画の概要を以下のとおり整理します。

政府実行計画の概要

1. 期間

閣議決定日(令和3年10月22日)から2030年度まで

2. 目標

2013年度を基準として2030年度までに50%削減する

3. 取組内容

(1) 太陽光発電の最大限の導入

2030年度には設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備の設置を目指す。新築する庁舎等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

既存の庁舎等の建築物については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

(2) 蓄電池の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。

(3) 建築物における省エネルギー対策の徹底

今後予定する新築事業については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

(4) 電動車の導入

公用車については、代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とする。

(5) LED照明の導入

既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

(6) 再生可能エネルギー電力調達の推進

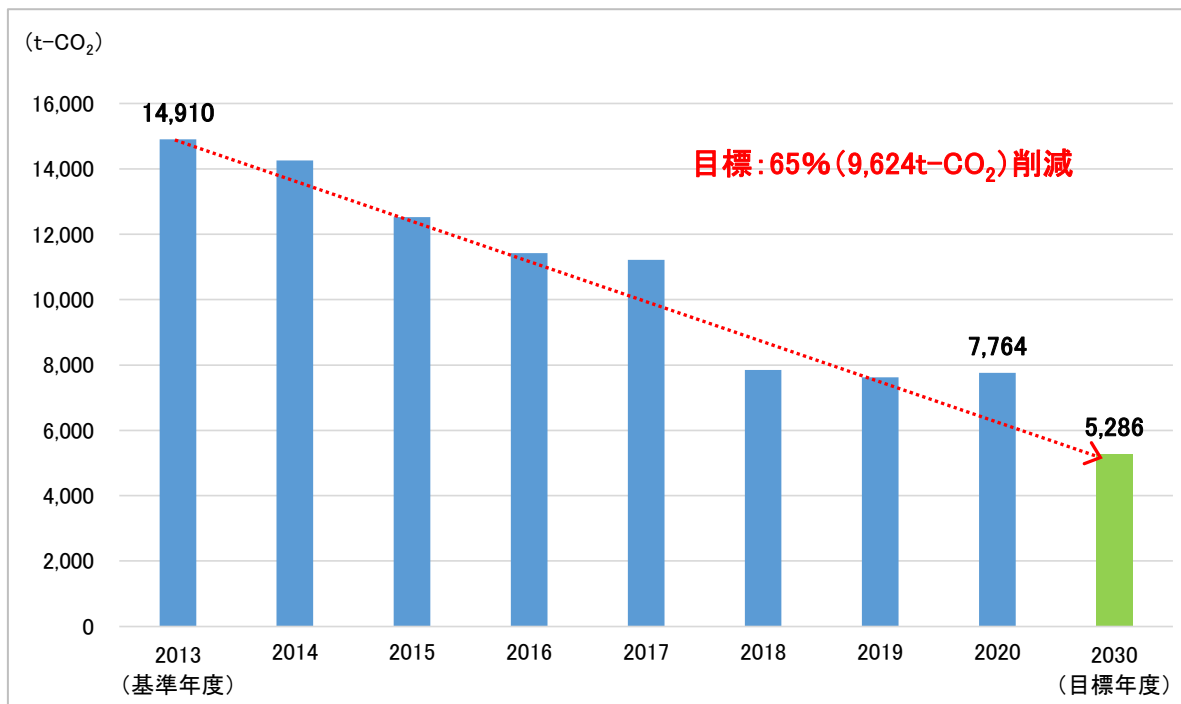
2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

(2) 目標

これまで実施してきた施設の運用改善や省エネルギー設備への更新、再生可能エネルギーの導入等により、2020年度時点での温室効果ガス排出量は、7,764t-CO₂となっており、2013年度比で48%削減できています。

今後は、政府実行計画に準じた対策を追加して取り組むことにより、目標年度である2030年度の温室効果ガス排出量は、2013年度比で65%削減することを目指します。

◆温室効果ガス排出量の削減目標



◆目標数値

項目	2013年度比の削減目標
温室効果ガス排出量	65% (9,624t-CO ₂) (14,910 t-CO ₂ ⇒5,286 t-CO ₂)
電気使用量	21% (4,241 千 kWh) (19,827 千 kWh⇒15,586 千 kWh)
公用車燃料(ガソリン)使用量	21% (26kL) (125kL⇒99kL)
灯油使用量	46% (183kL) (394kL⇒211kL)

第5章 目標達成に向けた取組

(1) 具体的な取組

1) 再生可能エネルギーの活用に関する取組

◇本取組に関連する SDGs



- 太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030 年度には設置可能な建築物の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
新築する建築物については、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。既存の建築物については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。
- 太陽熱利用設備やバイオマス利用設備など、再生可能エネルギーの導入を進める。

2) 建築物の建築、管理等に関する取組

◇本取組に関連する SDGs



① 建築物における省エネルギー対策

- 新築・改築する建築物については、Z E B^{*1}化の実現に向けた省エネルギー対策を行う。
- 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入により、建築物の断熱性能の向上に努める。
- 照明・空調・給湯設備など各種設備を導入・更新する際は、LD-Tech^{*2}認証製品などを参考に、省エネルギー型を導入する。
- 自動販売機については、省エネルギー型機器への変更を促す。
- 効率的な空調運転（定期的な清掃・点検、窓の開閉など）やカーテン・ブラインド等の使用により、冷房時は 28℃、暖房時は 19℃を目安として、体調管理に配慮し適切な室温管理に努める。
- 部分消灯（昼休みや時間外、通路・階段など）の実施や自然光の取入れ、照明器具の清掃・点検等により、適切な照度管理に努める。

- 節電啓発の表示を行うなど施設利用者の節電行動を促す。
- デマンド管理や電力消費監視システム等を導入し、電力消費の見える化を進める。

② 建築物の建築など工事に関する環境配慮の実施

- 廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
- 建設廃棄物の抑制を図るとともに、適正処理を確認する。
- 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材の利用に努めるとともに、木材製品の利用促進や木質バイオマスを燃料とする設備の導入に努める。
- 温室効果ガスの排出削減に資する施工（資機材の選択、工事車両のルート検討など）を促すとともに、HFCを使用しない建設資材の利用を促す。
- 施設周辺や屋上等の緑化を図る。

3) 財やサービスの購入・使用に関する取組

◇本取組に関連するSDGs



① 電動車^{※3}の導入

- 公用車の新規導入・更新時は、代替可能な電動車がない場合を除き、電動車を基本とする。

② LED照明の導入

- 全ての施設でLED照明を導入する。

③ 再生可能エネルギー電力調達の推進

- 施設で利用する電力は、再生可能エネルギー電力を積極的に調達する。

③ 省エネルギー型機器の導入等

- OA機器や家電製品等の更新・導入の際は、省エネルギー型を導入する。
- 電気製品の使用については、節電・待機モードを活用するとともに、長時間使用しない場合は主電源を切って、待機時消費電力を削減する。

④ 自動車利用の抑制等

- エコドライブ（運転日報の記録、ふんわりアクセルの実施、エンジンプレーキの活用、適切なエアコン使用、ルート確認、タイヤ空気圧の確認・調整、不要な荷物の積載禁止など）を実践する。
- 公共交通機関の利用を心掛けるとともに、2km 以内の移動は徒歩または自転車を利用する。
- テレワークやウェブ会議を実践し、移動の抑制を図る。

⑤ 節水の推進

- 洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯などをするときには、こまめに水を止める。
- 節水啓発の表示を行うなど施設利用者に節水行動を促す。
- 水を使用する機器を購入・更新する際は、節水型の製品を選ぶ。

⑥ 用紙類の使用量削減・再生紙の使用

- コピー機能（両面コピー、縮小コピーなど）の活用、資料の簡素化、DX化の推進等により、用紙使用量を削減する。
- コピー用紙や衛生紙等は、再生紙が使用されている製品を購入する。

⑦ ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）＋Renewable の取組

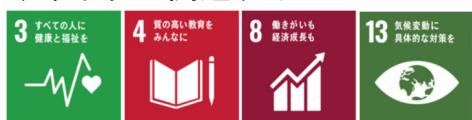
- 使い捨て製品の購入を控え、再利用や詰め替え、長期使用が可能な製品を購入する。
- 製品を購入する際は、包装の簡素化を依頼する。
- マイボトルの実施や食品ロスの削減等に取り組み、ごみの排出量削減に努める。
- ファイル等の事務用品については、積極的に再使用する。
- ごみの分別、生ごみの堆肥化、下水処理施設から発生する脱水汚泥の資源化など、資源のリサイクルを図る。
- プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生木材や再生可能資源（紙やバイオマスプラスチック等）に切り替える Renewable を推進する。

⑧ その他

- 文具・事務機器等については、エコマークなど、環境配慮型製品に認定または登録された製品を購入する。
- クールビズ・ウォームビズの実施、3階以内の移動はエレベーターを控えるなど業務内での省エネルギー行動を実践する。

4) ワークライフバランスの確保・職員に対する情報提供等に関する取組

◇本取組に関連する SDGs



- 超過勤務の縮減や休暇の取得、テレワークの推進、ウェブ会議の活用など温室効果ガスの排出削減にも繋がる効率的な勤務体制を推進する。
- 事務事業における地球温暖化対策を着実に実践するため、職員への情報提供・研修等を実施する。

5) 吸収作用の保全及び強化に関する取組

◇本取組に関連する SDGs



- 市有林の枝打ちや間伐により、吸収作用の保全及び強化を進める。
- 公共施設や公共空間の緑化を進め、吸収作用の保全及び強化を進める。

※1 Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称
室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化(50%以上の削減)を
図った上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立
度を極力高め、年間の一次(空調・換気・照明・給湯・昇降設備)エネル
ギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物で4段階で定義さ
れている。

- ①『ZEB』: 省エネ+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量を削減
- ②Nearly ZEB: 省エネ+創エネで75%以上100%未満の一次エネルギ
ー消費量を削減
- ③ZEB Ready: 省エネで50以上の一次エネルギー消費量を削減
- ④ZEB Oriented: 10,000 m²以上で既定の一次エネルギー消費量を削
減した上で、未評価技術の導入がある。

※2 2050年カーボンニュートラルに向けて、エネルギー起源CO₂の排出削
減に最大の効果をもたらす先導的(Leading)な脱炭素化技術
(Decarbonization Technology)

※3 バッテリーに蓄えた電気エネルギーを動力の全部または一部にした自動
車で電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッ
ド自動車(PHV)、ハイブリッド自動車(HV)が該当する。

第6章 事務事業編の進捗管理の仕組み

(1) 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続き

1) 推進体制

① 宇佐市地球温暖化対策実行計画推進会議

宇佐市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱に基づき設置した組織で、副市長、各部長及びこれに相当する職にある者で構成します。

宇佐市地球温暖化対策実行計画推進会議（以下、「推進会議」）は、実行計画の推進、実施及び見直し等に関する事項について審議するとともに、目標の達成状況、取組状況等を点検・評価し、結果を市長に報告します。

② 事務局（生活環境課）

事務局は、計画推進員の報告を踏まえて計画の実施状況のとりまとめ等を行うとともに、推進会議の開催・運営を行います。

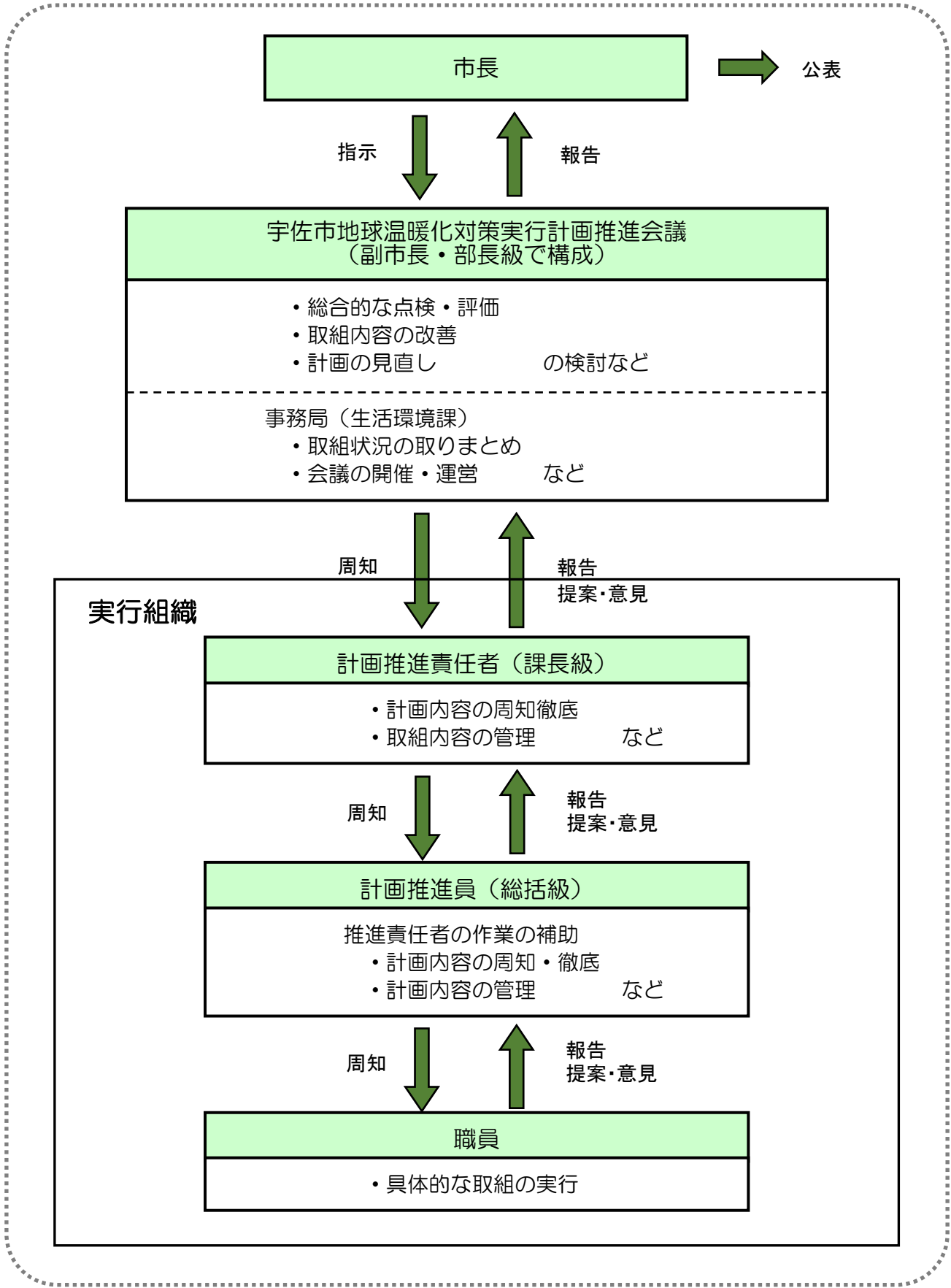


図5 カーボン・マネジメント体制組織図

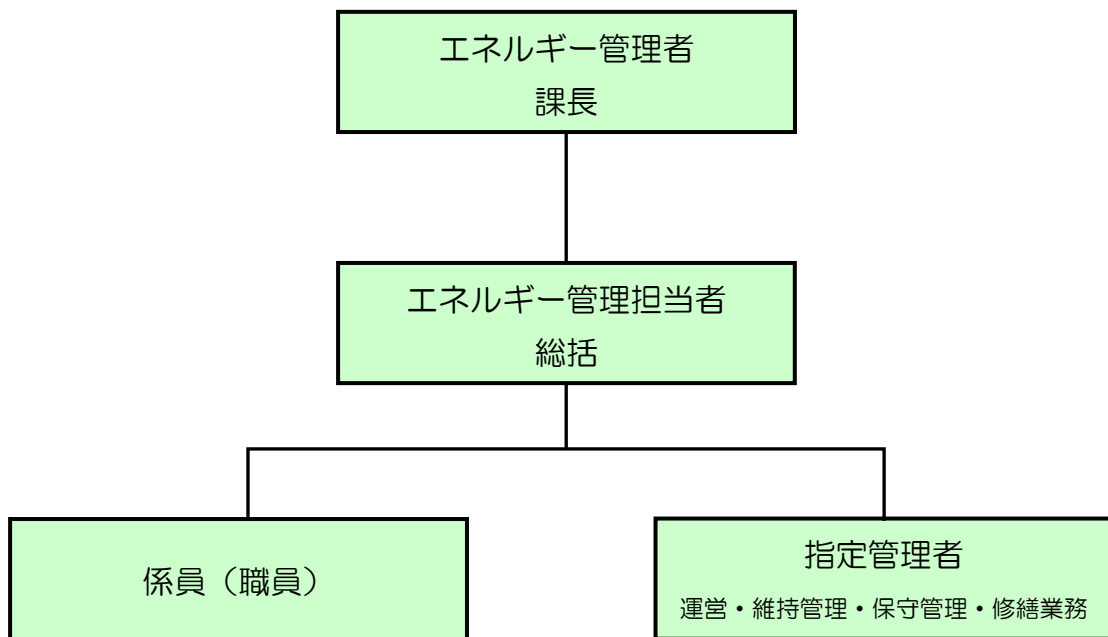


図 6 各施設の管理組織図

2) 進捗管理の方法

計画の進捗管理は、①計画の策定 (Plan)、②計画の実行 (Do)、③実施状況の点検・評価 (Check)、④計画の公表・見直し (Action) という、PDCA サイクルで実施します。

①計画の策定 (Plan)

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するための取組内容等の作成と体制の確認を行います。

②計画の実行 (Do)

職員は、計画推進員の指示に基づき、「第5章 具体的な取組」に示された事項を着実に実施します。

事務局は、職員意識を啓発し、計画を効果的に推進するために、情報提供や研修などを実施します。

<職員への情報の提供>

計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行います。

表7 職員への情報提供

提供方法	提供内容
・館内掲示 ・庁内 LAN	・計画の内容 ・取組の項目 ・エネルギー使用量の推移 ・削減目標の達成状況 など

<研修の実施>

計画の着実な推進を図るために、職員に向けて研修を実施します。

表8 職員の研修

項目	内容
対象	各課職員等
頻度	年1回程度
研修内容	地球温暖化の現状、計画の目的、取組の内容、職員の役割、計画及び取組に係る意見交換 など

③実施状況の点検・評価（Check）

計画推進員は、毎月の活動量を地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」に入力するとともに、年 1 回、課内の取組の実施状況を「点検調査票」を用いて、事務局に報告します。

事務局は、計画推進員の報告を踏まえて、市全体の実施状況を取りまとめます。また、各課や施設における計画の実施状況を総括した結果を推進会議において報告し、点検・評価を行います。

表 9 実施状況の把握

項目	調査担当課	調査回数
電気・燃料使用量	施設・車両を管理する全ての課	年 1 回
取組の実施状況	関係各課	

④計画の公表・見直し（Action）

<計画の公表>

事務局は、計画の内容及び実施状況をホームページにより一般に公表します。

表 10 計画の公表

項目	公表時期	公表方法
計画の内容	計画の策定・改定時	宇佐市公式 ホームページ (生活環境課のページ)
温室効果ガス総排出量 削減目標の達成状況	毎年 1 回	
取組の実施状況	毎年 1 回	

<計画の見直し>

継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、点検結果や推進状況を踏まえて、目標年度である 2030 年度には計画の見直しを行います。また、公共施設の新設や改築、設備の導入等により大きな変更が生じる場合は、計画の見直しを行うものとしします。

⑤年間スケジュール

計画の運用に関する年間スケジュールと役割分担は、表 11 のとおりです。

表 11 計画の運用に関する年間スケジュールと役割分担

実施項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	事務局	職員	推進員	推進責任者	推進会議	
(D o o 行)	取組の推進	随時実施												○		○	○		
	職員啓発	職員への情報提供	随時実施												○				
		職員研修					実施								○	○			
(C h e c k)	実績及び進捗状況の把握	取組の点検	前年度分											○		○			
		エネルギー使用量等の実績報告	毎月の実績をシステムに入力												○		○		
		取りまとめ	前年度分												○		○	○	
		評価の実施			前年度分										○		○	○	○
(A c t 見直し)	計画及び取組状況の公表					前年度分								○					
	計画の見直し・改善					必要に応じて実施							○				○		

参考資料

(1) 施設別活動量 (2020年度)

No.	大分類	施設名称	エネルギー使用量(固有単位)						
			電気 (kWh)	一般炭 (kg)	ガソリン (L)	灯油 (L)	軽油 (L)	A重油 (L)	LPG (kg)
1	集会施設	宇佐東ふれあい館(旧宇佐出張所)	4,760.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	集会施設	地域交流ステーション	18,223.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0
3	集会施設	天津農村婦人の家	5,203.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	集会施設	余谷棚田交流施設	4,326.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.9
5	集会施設	四日市コミュニティセンター	77,895.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.5
6	集会施設	駅川公民館	12,389.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0
7	集会施設	長洲公民館	17,442.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4
8	集会施設	宇佐公民館	12,598.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9
9	集会施設	四日市公民館麻生分館	2,437.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10	集会施設	安心院中央公民館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11	集会施設	佐田地区公民館	7,553.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
12	集会施設	津房地区公民館	5,743.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13	集会施設	深見地区公民館	4,914.0	0.0	0.0	66.0	0.0	0.0	0.0
14	文化施設	双葉の里(双葉山生家)	21,308.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.4
15	文化施設	宇佐市勤労者総合福祉センター(さんさん館)	54,839.0	0.0	84.3	0.0	0.0	0.0	0.0
16	文化施設	宇佐文化会館ウサノビア	199,971.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0
17	文化施設	安心院文化会館	56,991.0	0.0	0.0	1,967.0	0.0	0.0	0.0
18	文化施設	宇佐空の郷	13,400.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	図書館	市民図書館	173,464.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20	スポーツ施設	総合運動場	124,828.0	0.0	2,053.5	150.0	430.2	0.0	285.0
21	スポーツ施設	白宇津球場	5,441.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	スポーツ施設	市営四日市プール	301.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	スポーツ施設	平成令和の森スポーツ公園	200,276.0	0.0	2,180.5	0.0	229.0	0.0	4.0
24	スポーツ施設	農村交流センター	27,957.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	53.2
25	スポーツ施設	安心院グラウンド	1,620.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
26	レクリエーション施設・観光施設	はちまんの郷宇佐	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
27	レクリエーション施設・観光施設	家族旅行村宿泊施設	300,011.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,894.3
28	レクリエーション施設・観光施設	家族旅行村「安心院」	143,524.0	1,164.0	1,804.4	26,270.0	526.3	0.0	6,817.9
29	レクリエーション施設・観光施設	特産館安心院の里	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30	レクリエーション施設・観光施設	道の駅いんない	146,757.0	0.0	384.0	0.0	0.0	0.0	465.7
31	産業系施設	農業者トレーニングセンター	7,939.0	0.0	16.9	36.0	0.0	0.0	2.6
32	産業系施設	地域食料供給施設(朝霧の庄)	144,787.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,264.0
33	産業系施設	安心院宇佐山郷漁業センター	90,927.0	0.0	0.0	2,250.0	0.0	16,950.0	119.1
34	産業系施設	農産物加工所(平原)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
35	産業系施設	豆乳製造施設大豆加工センター	678.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
36	産業系施設	宇佐市水稻等育苗施設	3,052.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
37	学校	天津小学校	40,194.0	0.0	0.0	126.0	0.0	0.0	3.0
38	学校	糸口小学校	44,208.0	0.0	0.0	370.0	0.0	0.0	9.0
39	学校	宇佐小学校	45,525.0	0.0	0.0	190.0	0.0	0.0	6.0
40	学校	北馬城小学校	20,040.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
41	学校	高家小学校	41,471.0	0.0	0.0	200.0	0.0	0.0	15.0
42	学校	豊川小学校	79,437.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
43	学校	長洲小学校	56,460.0	0.0	0.0	300.0	0.0	0.0	2.0
44	学校	長峰小学校	42,696.0	0.0	0.0	310.0	0.0	0.0	3.0
45	学校	西馬城小学校	34,086.0	0.0	0.0	120.0	0.0	0.0	2.0
46	学校	封戸小学校	32,598.0	0.0	0.0	272.0	0.0	0.0	3.0
47	学校	駅館小学校	78,236.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
48	学校	柳ヶ浦小学校	46,320.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0
49	学校	八幡小学校	25,523.0	0.0	0.0	400.0	0.0	0.0	6.0
50	学校	横山小学校	24,048.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.6
51	学校	四日市北小学校	94,499.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
52	学校	四日市南小学校	81,366.0	0.0	0.0	750.0	0.0	0.0	6.0
53	学校	和間小学校	27,773.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
54	学校	安心院小学校	55,440.0	0.0	0.0	400.0	0.0	0.0	17.0
55	学校	佐田小学校	35,640.0	0.0	0.0	405.0	0.0	0.0	17.0

No.	大分類	施設名称	エネルギー使用量(固有単位)						
			電気 (kWh)	一般炭 (kg)	ガソリン (L)	灯油 (L)	軽油 (L)	A重油 (L)	LPG (kg)
56	学校	津房小学校	30,834.0	0.0	0.0	600.0	0.0	0.0	3.0
57	学校	深見小学校	30,120.0	0.0	0.0	350.0	0.0	0.0	5.0
58	学校	院内北部小学校	50,454.0	0.0	0.0	630.0	0.0	0.0	18.0
59	学校	院内中部小学校	37,780.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0
60	学校	南院内小学校	21,000.0	0.0	0.0	400.0	0.0	0.0	3.0
61	学校	上院内分校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
62	学校	宇佐中学校	54,192.0	0.0	0.0	460.0	0.0	0.0	11.0
63	学校	駅川中学校	96,070.0	0.0	0.0	460.0	0.0	0.0	11.0
64	学校	西部中学校	79,770.0	0.0	0.0	646.0	0.0	0.0	14.0
65	学校	長洲中学校	63,018.0	0.0	0.0	167.0	0.0	0.0	15.0
66	学校	北部中学校	45,690.0	0.0	0.0	643.0	0.0	0.0	6.0
67	学校	安心院中学校	41,430.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0
68	学校	院内中学校	37,944.0	0.0	0.0	120.0	0.0	0.0	0.0
69	その他教育施設	宇佐学校給食センター	364,988.0	0.0	0.0	118,000.0	0.0	0.0	2,139.4
70	その他教育施設	南部学校給食センター	265,935.0	0.0	0.0	198.0	0.0	0.0	968.0
71	幼保・こども園	封戸保育園	15,655.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	197.4
72	幼保・こども園	みどり保育園	15,635.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	358.0
73	幼保・こども園	菟東保育園	23,580.0	0.0	0.0	255.0	0.0	0.0	453.0
74	幼保・こども園	南院内保育園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
75	幼保・こども園	長洲幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
76	幼保・こども園	四日市幼稚園	11,113.0	0.0	0.0	300.0	0.0	0.0	0.0
77	幼保・こども園	旧津房幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
78	幼児・児童施設	うさ児童館	52,747.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.0
79	幼児・児童施設	教育支援センター	3,695.0	0.0	0.0	80.0	0.0	0.0	14.9
80	高齢者福祉施設	シルバーセンター平成館	5,160.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
81	高齢者福祉施設	妙見荘	590,997.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24,934.8
82	高齢者福祉施設	佐田老人憩の家	23,614.0	0.0	0.0	20,702.0	0.0	0.0	0.0
83	高齢者福祉施設	津房老人憩の家	53,551.0	0.0	0.0	11,780.0	0.0	0.0	0.0
84	高齢者福祉施設	深見老人憩の家	31,852.0	0.0	0.0	11,521.0	0.0	0.0	0.0
85	高齢者福祉施設	安心院老人デイ・サービスセンター	17,348.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	476.0
86	高齢者福祉施設	院内老人憩いの家及び余温泉	55,896.0	0.0	0.0	590.0	0.0	0.0	1,066.0
87	高齢者福祉施設	院内老人デイサービスセンター	15,445.0	0.0	0.0	4,149.0	0.0	0.0	155.0
88	その他社会保険施設	葬祭場やすらぎの里	245,437.0	0.0	0.0	44,152.0	0.0	0.0	0.0
89	庁舎等	市役所本庁	818,207.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6,468.0
90	庁舎等	安心院地域複合支所	219,887.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
91	庁舎等	院内支所	119,882.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.4
92	庁舎等	長洲出張所	9,286.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
93	庁舎等	教育委員会庁舎	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
94	消防施設	宇佐市消防本部	220,015.0	0.0	0.0	4,161.0	0.0	0.0	77.2
95	一般廃棄物処理施設	環境衛生センター	1,696,473.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.6
96	一般廃棄物処理施設	ごみ焼却センター	2,704,665.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7,752.0	2,363.4
97	一般廃棄物処理施設	不燃物処理場	101,180.0	0.0	0.0	0.0	1,741.0	0.0	2.0
98	上水道施設	山本浄水場	1,101,850.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
99	上水道施設	北馬城・天津簡易水道	138,456.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100	上水道施設	浄水場(安心院分)	926,613.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
101	上水道施設	浄水場(院内分)	446,978.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
102	下水道施設	四日市・駅川浄化センター	1,006,707.0	0.0	0.0	0.0	0.0	112.0	2.4
103	下水道施設	下城井地区農業集落排水施設	35,566.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0
104	下水道施設	矢部地区浄化センター	117,126.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
105	下水道施設	安心院浄化センター	184,884.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
106	下水道施設	深見浄化センター	75,392.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
107	下水道施設	山城地区終末処理場	83,007.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
108	下水道施設	御沓地区終末処理場	198,771.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
109	街路灯・防犯灯	街路灯・防犯灯	1,612,112.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
110	公用車	公用車	0.0	0.0	102,535.0	0.0	26,588.9	0.0	0.0
		合計	16,995,121.9	1,164.0	109,058.6	255,246.0	29,525.4	24,814.0	57,024.0

(2) 排出係数一覧

表 12 二酸化炭素排出係数(電気)

電気事業者名	二酸化炭素排出係数(kg-CO ₂ /kWh)							
	2013 (基準年度)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
九州電力株式会社	0.613	0.584	0.509	0.462	0.438	0.319	0.344	0.365
株式会社みらい電力	0.446	0.415	0.379	0.401	0.390	0.406	0.292	0.451
丸紅新電力株式会社	0.389	0.482	0.411	0.362	0.409	0.442	0.308	0.379
エネサーブ株式会社	0.617	0.634	0.364	0.493	0.410	0.424	0.365	0.347
伊藤忠エネクス株式会社	0.380	0.568	0.489	0.570	0.343	0.625	0.333	0.470
株式会社ホープ	—	—	—	—	0.568	0.541	0.524	0.473

表 13 二酸化炭素排出係数(電気以外)

項目	排出係数	
	係数	単位
一般炭	2.33	kg-CO ₂ /kg
ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
軽油	2.58	kg-CO ₂ /L
A重油	2.71	kg-CO ₂ /L
LPG	3.00	kg-CO ₂ /kg

表 14 メタン排出係数

項目		排出係数		
		係数	単位	
一般廃棄物の焼却	准連続燃焼式焼却施設	0.000077	t-CH ₄ /t	
家庭用機器における燃料の使用	灯油	0.00000035	t-CH ₄ /L	
	LPG	0.00000023	t-CH ₄ /kg	
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	0.00000001	t-CH ₄ /km
		ガソリン	バス	0.000000035
	軽乗用車		0.00000001	t-CH ₄ /km
	普通貨物車		0.000000035	t-CH ₄ /km
	小型貨物車		0.000000015	t-CH ₄ /km
	軽貨物車		0.000000011	t-CH ₄ /km
	普通・小型・軽特種用途車		0.000000035	t-CH ₄ /km
	ディーゼル	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	0.000000002	t-CH ₄ /km
		バス	0.000000017	t-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000000015	t-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.0000000076	t-CH ₄ /km
		普通・小型特種用途車	0.000000013	t-CH ₄ /km
施設における下水等の処理	終末処理場	0.00000088	t-CH ₄ /m ³	
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	浄化槽	0.00059	t-CH ₄ /人	

表 15 一酸化二窒素排出係数

項目		排出係数		
		係数	単位	
一般廃棄物の焼却	准連続燃焼式焼却施設	0.000054	t-N ₂ O/t	
家庭用機器における燃料の使用	灯油	0.000000021	t-N ₂ O/L	
	LPG	0.0000000046	t-N ₂ O/kg	
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	0.000000029	t-N ₂ O/km
		ガソリン	バス	0.000000041
	軽乗用車		0.000000022	t-N ₂ O/km
	普通貨物車		0.000000039	t-N ₂ O/km
	小型貨物車		0.000000026	t-N ₂ O/km
	軽貨物車		0.000000022	t-N ₂ O/km
	普通・小型・軽特種用途車		0.000000035	t-N ₂ O/km
	ディーゼル	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	0.000000007	t-N ₂ O/km
		バス	0.000000025	t-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000000014	t-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.0000000090	t-N ₂ O/km
		普通・小型特種用途車	0.000000025	t-N ₂ O/km
施設における下水等の処理	終末処理場	0.00000016	t-N ₂ O/m ³	
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	浄化槽	0.000023	t-N ₂ O/人	

(3) 第3次宇佐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定経緯

	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
第2次計画の進捗状況	↔																											
第3次計画の総括		↔																										
基本事項の整理		↔																										
各施設の整備計画確認							↔																					
目標・取組の検討										↔																		
第3次計画案の作成																↔												
第3次計画書の作成																									↔			
宇佐市地球温暖化対策実行計画推進会議					●															●								
庁議																										●		

(4) 宇佐市地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱

平成 25 年 7 月 16 日
要綱第 9 号

改正 平成 30 年 1 月 30 日要綱第 2 号

(設置)

第 1 条 宇佐市の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図るための地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を推進するため、宇佐市地球温暖化対策実行計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、実行計画の推進、実施及び見直し等に関する事項について審議するとともに、目標の達成状況、取組状況等を点検・評価し、結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長には副市長を、副委員長には市民生活部長を、委員は各部の長及びこれに相当する職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(計画推進責任者会議)

第 5 条 推進会議に計画推進責任者会議を置く。

2 計画推進責任者会議は計画推進責任者で構成し、各課の長及びこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 計画推進責任者会議は、推進会議の審議事項及び目標達成状況並びに取組状況等について調査検討を行い、把握、解析して推進方策を検討するとともに、所属計画推進員と連携を図り、所属内の取組状況を管理する。

4 計画推進責任者会議に代表幹事を置き、生活環境課長をもって充てる。

5 計画推進責任者会議は、必要に応じて代表幹事が招集し、その議長となる。

(計画推進員)

第 6 条 推進会議に計画推進員を置く。

2 計画推進員は、各係の長及びこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 計画推進員は、所属職員に対し実行計画の周知及び取組に関する指導、助言、情報の提供等を行うとともに、日常的な取組状況を点検・評価し、その結果を計画推進責任者に報告する。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 30 日要綱第 2 号）

この要綱は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。

(5) 宇佐市地球温暖化対策実行計画推進会議委員名簿

氏名	役職名	備考
永野直行	副市長	委員長
久保文典	市民生活部長	副委員長
祥雲弘一	総務部長	委員
垣添隆幸	福祉保健部長	委員
出口忠則	経済部長	委員
大木敏之	建設水道部長	委員
出口昭子	安心院支所長	委員
後藤博文	院内支所長	委員
末宗勇治	教育次長	委員
尾方勇司	議会事務局長	委員
須摩政昭	消防長	委員

事務局

氏名	職名	備考
河合長彦	生活環境課長	
石川義昭	生活環境課環境保全係総括	
中園純次	生活環境課環境保全係主幹	

宇佐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行日 2023年3月

発行者 大分県宇佐市

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田 1030 番地の1

TEL (0978) 27-8132

<http://www.city.usa.oita.jp/>